

平成23年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

(1)業務委託を中心とする契約事務について

(2)物品を中心とする財産の取得、管理及び処分について

総括表

【平成25年3月 日現在】

項 目		監査の結果		意 見			
		件数	措置	経過報告	件数	措置	経過報告
(1)業務委託を中心とする契約事務について	1. 大阪府の公益法人に対する業務委託				4	4	
	2. 大阪府の情報システム(IT)関連の業務委託				2	2	
	3. 同種の業務委託契約						
	4. その他の業務委託契約						
(2)物品を中心とする財産の取得、管理及び処分について	1. 消耗品の物品管理について						
	2. 備品を台帳にて適切に管理し、現物と一致するよう定期的に照合すべき						
	3. 不用決定を厳格に判断し、不用決定後の管理を適切に実施すべき						
	4. 科学研究費補助金 による取得物品の寄附受入前の備品管理を実施すべき						
	5. 現場発生品の取扱いについて						
	6. 現状の備品管理における不備について						
	7. 調達事務の適正化について						

平成23年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
<p>第二編 業務委託を中心とする契約事務について</p>			
<p>1. 大阪府の公益法人に対する業務委託</p>			
	<p>また、大阪府警察本部の「更新時講習」委託、「不当要求被害防止責任者講習」委託等の講習委託業務においても、前者では人件費を一定額の月給（どのように積算されているかは積算書類等を閲覧した限りにおいては不明）の何カ月分として積算のうえ、当該人件費の10%を諸経費として積算しているが、後者では人件費の給料等の単価を大阪労働局の時間賃金平均単価等を利用のうえ直接人件費及び直接物品費の合計の6%を業務管理費として積算し、直接人件費、直接物品費並びに業務管理費の合計の5%を一般管理費として積算している等の違いが認められた。加えて人件費を一定額の月給で積算する方法を採用している場合であっても、契約案件毎にその月給が異なるといった違いが認められた。このように案件によって積算方法がまちまちである。</p> <p><u>そこで、公益法人に対する委託に係る積算方法についての考え方を整理し、統一的なルールに基づいて積算すべきである（意見番号2）</u></p>	<p>① 人件費の積算については、同一の資料に記載されている単価を使用することで統一した。ただし、講習の性質によっては、同一の資料内で異なる単価を使用することがある。</p> <p>② 府警における講習委託業務の積算については、大阪府契約局の定める委託役務5業務に係る統一積算基準を準用し、直接人件費及び直接物品費から成る直接業務費と、業務管理費及び一般管理費等から成る間接費を積み上げて積算することで統一した。</p>	<p>措置</p>
	<p>公益法人に対して民間企業と同等の積算を行っているならば、実際の契約金額には不要な利益相当額が含まれてしまっている可能性が非常に高い。本監査においては、積算金額の詳細な分析は行っていないので、間接費の積算に当たって採用する率について、いくらが正しいのかといった是非を論ずることはできないが、<u>少なくとも同一の予算体系に組み込まれ同一の組織目標を有する部局単位での統一的なルールは必要である</u>と考える。すなわち、<u>少なくとも、各部局毎には価格の積算の際の明確な基準及び方法を設けて積算を行うことが必要である（意見番号3）</u></p>		

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
	<p>同種の業務については、契約を主管する部局が異なっていることを理由に積算の結果が異なることはあってはならず、全庁的に考え方が整理・統一されているべきであり、<u>公益法人に対する委託においては、営利を目的とする企業に対する場合と同じ積算方法によるべきではないという考え方が全庁の共通認識としてもたれるべきである(意見番号4)。</u></p>	<p>公益法人に対する委託に係る積算基準については、大阪府として統一的なルールを設けていないため、平成23年7月以前に都市整備部が採用していた基準を一部準用することとする。</p> <p>積算方法については、民間企業と公益法人で必要とされる経費等を比較検討したところ、直接業務費及び業務管理費は、双方とも業務実施のためには、同額の経費が必要となる。そのため、営利を目的とする企業と異なった積算方法を構築するには、一般管理費等に含まれる利益相当額について、差を設けて積算するもの。</p>	措置
<p>② 積算の個々の内訳内容とその金額については民間業者等他者と比較可能な部分があるため、個々の委託契約における積算並びに契約金額の決定に当たっては必ず個別事情を考慮するとともに比較可能な部分の比較を行うべき</p>	<p>公益法人との委託契約は随意契約によるものが相対的に多い。その中でも多くを占めるのは2号随意契約である。2号随意契約によっているということはすなわち特命であることを意味し、当該随意契約の理由が真に合理的であるかという点においては議論の余地があるものの、積算価格の総額について他と比較することができないことが大前提となる。しかしながら、個々の積算の内訳の項目単価等では他と比較可能な部分がある。</p> <p><u>たとえ民間企業に発注したとしても必ず必要となる各経費の積算等については、個々には比較可能であることから、随意契約においてより経済性を高めるために比較検討が可能な部分については比較検討を実施すべきである(意見番号6)。</u></p>	<p>民間企業と公益法人で必要とされる経費等を比較検討したところ、直接業務費及び業務管理費は、双方とも業務実施のためには、同額の経費が必要となる。そのため、営利を目的とする企業と異なった積算方法を構築するには、一般管理費等に含まれる利益相当額について、差を設けて積算するもの。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
2. 大阪府の情報システム（IT）関連の業務委託			
<p>(7) 情報システム関連の事業に係る業務委託に関する監査の結果と意見</p> <p>① 情報システムの調達におけるライフサイクルコストの評価をより厳格に運用すべき</p>	<p><u>上記の「IT事業推進指針」や「IT事業の調達に係る運用方針」の原則的な規定に沿った運用がされている案件は半数以下であり、個別事情はあるものの指針等の趣旨が十分斟酌、徹底されているとは判断し難い。したがって、上記各部局においては、ライフサイクルコストの考慮について、指針等の趣旨を十分斟酌のうえ徹底をすべきである（意見番号7）。</u></p>	<p>平成25年度に、交通管制センター上位装置を更新する予定であるため、関係部局と調整した結果、調達については一般競争入札による契約、運用保守については、過去の実績を踏まえ、業務量を精査し予定価格を設定することにより、ライフサイクルコストの評価を考慮した契約を行う。</p>	措置
<p>② 情報システムの調達における運用・保守、変更（改修）を別業者でも実施できるように考慮すべき</p>	<p>開発事業者が当該事業から撤退あるいは倒産する等により、その後の運用・保守業務を他事業者へ委託せざるを得ない状況の発生がある。もしそのような事態が発生した場合、スムーズに他事業者へ引き継ぎができないと、運用中のシステムの品質が保持できなくなるおそれがあり、場合によっては、当該事業の継続が困難になる事態も考えられる。また、そのシステムが、他事業者への引き継ぎも可能なように設計がされていなかったり、マニュアル等の文書がそろっていないと引き継ぎが困難となる。あるいは引き継ぎができたとしても引き継ぎのためのコストと時間がかかりすぎてしまう事態が懸念される。</p> <p><u>同一事業者が継続できなくなるといったリスクを回避し、低減するためにも、他事業者への引き継ぎが可能となるような配慮、具体的には、引き継ぎを念頭におき開発事業者以外の第三者にも判りやすいシステム構造の設計や理解しやすいドキュメントの作成・更新を行うよう指示をすることが必要であり、現行のシステムはもとより、今後の更新時の対応を検討すべきである（意見番号9）。</u></p>	<p>平成25年度に交通管制センター上位装置を更新する予定であるため、その機会をとらえてドキュメントの作成を仕様書に記載し、契約業者に提出させることとする。</p>	措置